

オンラインによる「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」の提出に

1. はじめに

平成 18 年 1 月より、「電子申告・納税等開始（変更等）届出書」（以下、「開始届」という）が国税庁ホームページ上からでも提出できるようになりました。これに伴い、従前は必要であった運転免許証等の身分証明書の提示が不要となり、より簡単に開始届を提出できるようになりました。本資料では、国税庁ホームページ上での開始届提出方法を説明いたします。

なお、書面での開始届提出も従前どおり行うことができます。この場合でも身分証明書の提示は不要ですので、ぜひこの機会に利用くださいますようお願いいたします。

2. パソコン環境の確認

使用されているパソコンが、以下の動作環境を満たしていることを確認してください。

【OS（基本ソフト）】

- ・ Windows 2000 Professional Edition
- ・ Windows XP（Home Edition / Professional Edition）

のいずれかであること

【www ブラウザ】

Microsoft Internet Explorer 6.0 以降

【Adobe Reader（Adobe 社製の無料ソフト）】

バージョン 7.0.1 以降

Adobe Reader はアドビ社ホームページのダウンロード用ページ（<http://www.adobe.co.jp/products/acrobat/readstep2.html>）から最新版をダウンロードすることができます。

3. 国税庁ホームページへアクセス

国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）から、画面右側にある「電子申告等の案内」をクリックし、「国税電子申告・納税システム e-Tax」のページにジャンプします。このページの画面中央にある「開始届出」のアイコン（下写真参照）をクリックします。



次の画面で「オンラインで提出」をクリックして先に進みます。なお、「書面で提出」をクリックした場合、その先のページで開始届の様式（PDF 形式）をダウンロードできますので、印刷して必要事項を記入し、所轄税務署に提出することもできます。今回、ホームページ上で開始届を提出する方法を説明いたしますので、書面での提出方法については割愛いたします。

4. 利用規約の確認

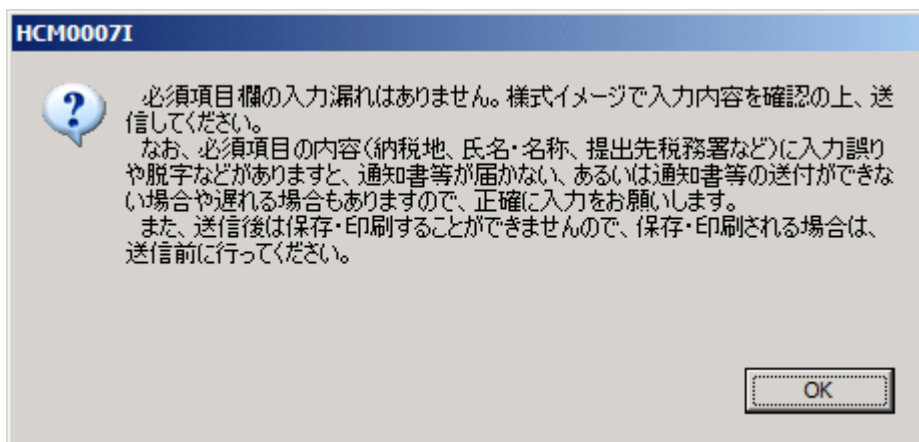
まず、オンラインによる開始（変更）届出書作成・提出の流れを説明する資料が表示されます。ここで「開始（変更）届出書の入力」をいうボタンをクリックすると、次の画面で「国税電子申告・納税システム（e-Tax）の開始（変更等）届出書作成・提出コーナーの利用規約」が表示されますので、内容を確認した後、一番下にある「同意する」のボタンをクリックします。

次に、入力画面の操作方法及び入力方法を説明したページにジャンプします。注意点等を確認し、画面下部にある利用区分の中から「個人での利用」または「法人での利用」を選択してクリックすると、Adobe Reader が起動され、入力画面に進むことができます。

5. 開始届の入力

入力画面は、次ページのサンプルのようになっています。氏名や納税地、住所又は居所の必須項目を入力し、提出先（税務署名）及び届出内容をそれぞれ入力していきます。必須入力項目に漏れが無いようにしてください。また、他の Web ページと同じように「Tab」キーを押していくことで次の項目に移っていき、全角／半角を自動的に切り替えてくれるので便利です。

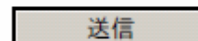
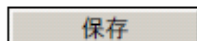
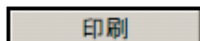
入力後、文字の打ち間違いや入力漏れが無いことを確認して、一番下にある「確認」ボタンをクリックします。入力漏れが無い場合、下のように表示されますので「OK」をクリックします。文字の打ち間違いはここではチェックできませんのでご注意ください。入力を最初からやり直す場合は「リセット」をクリックしてください。



6. 確認及び送信

先ほどの画面を下にスクロールさせると、入力した内容が様式に埋め込まれたイメージ(9ページ参照)が表示されています。さらに画面を下にスクロールさせると、下の写真のようにボタンが3つ表示されています。

※ 送信後は、保存・印刷することができません。



印刷：表示されているイメージ(最後のページのみ)を印刷することができます。

保存：PDF形式で、表示されているイメージをパソコンに保存することができます。保存後は入力内容の修正や削除が一切できなくなりますので、提出前の控えとして活用ください。

送信：入力した内容で、e-Tax受付システムに開始届を送信します。

送信後は上記の「印刷」及び「保存」の作業を再度行うことができませんので、ここで忘れずに作業を行うようにしてください。

7. その後の手続について

「送信」をクリックして提出した後、提出した月の翌月末頃に税務署より、「利用者識別番号」等が記載された用紙と、電子申告に利用するソフトウェア(CD-ROM)が送付されてきます。利用者識別番号を受領してから一定期間内に、暗証番号の変更や電子証明書の登録といった「初期登録作業」を実施することが必要となりますので、利用者識別番号等を受領する前に、日税連ICカードの準備を整え、ICカードリーダーを購入しておくようにしてください。